

# ◆◆◆おくやみパンフレット◆◆◆

## ご遺族の方へ（ご案内）

このたびは、お身内の方がお亡くなりになりましたこと、謹んでお悔やみ申し上げます。  
死亡届の提出に伴い、市役所で必要となる手続きのご案内をさせていただきます。  
該当する項目のある方は、以下に記載の「おくやみ窓口」をご利用いただくか、各担当窓口でお手続きをしていただきますようお願いいたします。

### ◆◆◆「おくやみ窓口」（予約制）について◆◆◆

市役所での手続きをできる限り1か所で行っていただけるよう「おくやみ窓口」を設置しています。  
ご利用にあたっては、事前のご予約が必要です。

#### ご予約方法

- ご利用時間** ①午前10時～ ②午後1時30分～ ③午後3時～（土・日・祝日、年末年始を除く平日）
- お電話でのご予約**  
市民課おくやみ窓口 ☎（0566）71-2282へ、ご希望日の3開庁日前までにご連絡ください。。  
**ご予約受付時間** 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）
- メールでのご予約（仮受付です。後ほどお電話にて予約の確定をさせていただきます。）**  
表題に「おくやみ窓口の予約」とご記載いただき、
  - 「お亡くなりになられた方の住所、氏名、生年月日、お亡くなりになられた年月日」
  - 「来庁される方の住所、氏名、お亡くなりになられた方との続柄（間柄）、昼間連絡を取ることのできるお電話番号」
  - 「ご利用希望の月日とご希望の利用時間（上記①、②、③）を第1、第2、第3希望まで」を明記の上、ご利用希望日の3開庁日前までに [shiminka@city.anjo.lg.jp](mailto:shiminka@city.anjo.lg.jp) へご連絡ください。  
なお、返信が翌開庁日となる場合があります。あらかじめご了承ください。

#### ご利用にあたって

- おくやみ窓口は、市役所本庁舎1階の正面玄関をお入りになられた右手にあります。 [P.7参照](#)
- ご利用いただけるのは、お亡くなりになられた方の住民登録が安城市の場合に限ります。
- 手続きが一度で終わらない場合もあります。また、内容によっては、おくやみ窓口で行えない手続きもあります。

#### 持ち物

- 来庁される方の 印鑑（認印）  
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） [P.7参照](#)
- その他、故人、喪主、相続代表者等について必要となるものは、[P.2以降](#)を参考にしてください。

#### ～戸籍・住民票の発行について～

死亡届の内容の記載のある戸籍等の発行は、市民課証明係にお問い合わせください。（☎0566-71-2221）

【市役所以外での主な手続き】

確認	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	遺産分割調停 等	名古屋家庭裁判所 岡崎支部
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	☎0564-51-8972
<input type="checkbox"/>	不動産登記	名古屋法務局 刈谷支局 ☎0566-21-0086
<input type="checkbox"/>	相続税申告、確定申告	刈谷税務署 ☎0566-21-6211
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証、 古物商許可	安城警察署 ☎0566-76-0110
<input type="checkbox"/>	普通自動車税	西三河県税事務所（西三河総合庁舎内） ☎0564-27-2712
<input type="checkbox"/>	普通自動車・二輪車（125cc 超）の名義変更	中部運輸局愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2047（豊田市）
<input type="checkbox"/>	軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 ☎050-3816-1772（豊田市）
<input type="checkbox"/>	社会保険・共済・厚生年金 他	勤務先へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	国民年金	日本年金機構 刈谷年金事務所 ☎0566-21-2110
<input type="checkbox"/>	生命保険・個人年金 等	加入していた生命保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	企業年金 等	各企業年金基金等または企業年金連合会
<input type="checkbox"/>	遺族補償年金（給付）等	労働災害によって亡くなられた方のご遺族の方 受給資格等については以下にご確認ください。 刈谷労働基準監督署 ☎0566-21-4885
<input type="checkbox"/>	預貯金口座 等	各金融機関
<input type="checkbox"/>	株式 等	各証券会社
<input type="checkbox"/>	国債	償還金支払い場所または証券保管証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	各契約会社
<input type="checkbox"/>	固定電話・携帯電話	
<input type="checkbox"/>	インターネット、新聞	
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金 等	
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	☎0570-077-077
<input type="checkbox"/>	各種免許について	返還が必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。
<input type="checkbox"/>	葬祭費・埋葬料・埋葬費	加入されている健康保険協会、組合でご確認ください。

## 【安城市役所での手続き】

確認	項目	内容	持ち物	担当
<input type="checkbox"/>	<b>印鑑登録証</b>	印鑑登録をされていた場合は、廃止になりますので印鑑登録証は破棄してください。		<b>窓口 1</b> (本庁舎 1 階) 市民課 証明係 電話 71-2221
<input type="checkbox"/>	<b>通知カード</b>	手続き及びお返しの必要はありません。		<b>窓口 2</b> (本庁舎 1 階) 市民課 届出係 電話 71-2268
<input type="checkbox"/>	<b>マイナンバーカード</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>住民基本台帳カード</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>在留カード</b>	名古屋出入国在留管理局に直接持参するか、東京入国管理局おだいば分室あてに郵送にてお返してください。	・在留カード ・特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/>	<b>特別永住者証明書</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>児童手当</b>	受給者又は対象児童がお亡くなりになった場合は、手続きをしてください。 (死亡の翌日から 15 日以内)	担当へご案内します。	<b>窓口 3</b> (本庁舎 1 階) 子育て支援課 児童給付係 電話 71-2227
<input type="checkbox"/>	<b>児童扶養手当</b>	18 歳以下(18 歳に達した年度末まで)等の児童の父、又は母がお亡くなりになったことによりひとり親家庭になった方はご相談ください。	担当へご案内します。	<b>窓口 4</b> (本庁舎 1 階) 子育て支援課 児童給付係 電話 71-2229
<input type="checkbox"/>	<b>遺児手当 (ひとり親家庭等)</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>医療費受給者証</b>	福祉医療(子ども、心身障害、精神障害、母子・父子家庭、後期高齢者福祉)の受給者は、喪失の手続きをしてください。	・受給者証 ・印鑑 ・後期高齢者福祉医療費支払証明書(対象者のみ) ・遺族の預貯金通帳	<b>窓口 8</b> (本庁舎 1 階) 国保年金課 医療係 電話 71-2232
<input type="checkbox"/>	<b>養育医療券</b>	養育医療券をお持ちの方はお返してください。	・養育医療券	
<input type="checkbox"/>	<b>後期高齢者医療</b>	後期高齢者医療に加入していた場合は、被保険者証の返却と、葬祭費請求の手続きをしてください。	・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・葬祭執行者の預貯金通帳 ・葬祭を行ったことがわかるもの(葬祭領収書、会葬はがきなど) ・相続人の預貯金通帳	

確認	項目	内容	持ち物	担当
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	国民健康保険被保険者証の返却と葬祭費請求の手続きをしてください。なお、お亡くなりになった方が世帯主の場合は、国保加入者全員の被保険者証をご持参ください。(課税の変更が発生します。また、口座振替を希望される場合は、再度口座登録の手続きをしてください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> <li>・高齢受給者証 (お持ちの方のみ)</li> <li>・限度額適用認定証等 (お持ちの方のみ)</li> <li>・葬祭執行者の預金通帳</li> <li>・葬祭を行ったことがわかるもの (葬祭領収書、会葬はがきなど)</li> <li>・口座内容の分かるもの</li> <li>・通帳印</li> </ul>	<b>窓口 9</b> (本庁舎1階) 国保年金課 国保係 電話 71-2230
<input type="checkbox"/>	年金	①国民年金・厚生年金に加入、受給していた場合は、刈谷年金事務所(電話 <b>0566-21-2110</b> )での手続きとなります。 ②共済年金等に加入、受給していた場合は、お勤め先又は各共済年金にお問い合わせください。 ③各種基金については、別途手続きが必要です。	20歳以上の方がお亡くなりになった場合は、手続き先及び手続きに必要な持ち物の確認をしますので、お越しください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金手帳</li> <li>・年金証書 (お持ちの方のみ)</li> </ul>	<b>窓口 10</b> (本庁舎1階) 国保年金課 年金係 電話 71-2231
<input type="checkbox"/>	障害(児)者福祉	障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、お返しください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳</li> </ul>	<b>窓口 38</b> (北庁舎1階) 障害福祉課 障害福祉係 電話 71-2225 FAX 74-6789
<input type="checkbox"/> 障害者扶助料 <input type="checkbox"/> 在宅重度障害者手当 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当等	現在、受給されている場合は、喪失の手続きをください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の預金通帳</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給者又は対象児童がお亡くなりになった場合は、手続きをください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当証書 (お持ちの方のみ)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス	障害福祉サービスを受給されていた場合は、受給者証をお返しください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス受給者証</li> </ul>	<b>窓口 39</b> (北庁舎1階) 障害福祉課 障害給付係 電話 71-2259

確認	項目	内容	持ち物	担当
<input type="checkbox"/>	高齢者福祉	<p>介護人手当の受給者は、喪失の手続きをしてください。</p> <p>高齢者福祉サービスの利用者は、廃止の手続きをください。</p> <p>貸与機器(福祉電話器、緊急通報装置、認知症高齢者支援事業用機器)はお返しください。</p> <p>遺族の方(65歳以上)で、ひとり暮らしになり、生活に不安のある方はひとり暮らし高齢者の認定をご検討ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・おむつ費用助成利用券(お持ちの方のみ)</li> <li>・高齢者タクシー料金助成利用券(お持ちの方のみ)</li> </ul>	<p><b>窓口 44</b></p> <p>(北庁舎1階)</p> <p>高齢福祉課 高齢福祉係 電話 71-2223 FAX 74-6789</p>
<input type="checkbox"/>	介護保険	<p>要介護等認定申請中の場合は、介護保険資格者証をお返しください。また、申請状況により取り下げが必要な場合は手続きをください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険資格者証(お持ちの方のみ)</li> </ul>	<p><b>窓口 46</b></p> <p>(北庁舎1階)</p> <p>高齢福祉課 介護審査係 電話 71-2257</p>
<input type="checkbox"/>		<p>介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの方は、お返しください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> <li>・負担割合証(お持ちの方のみ)</li> <li>・負担限度額認定証等(お持ちの方のみ)</li> </ul>	<p><b>窓口 47</b></p> <p>(北庁舎1階)</p> <p>高齢福祉課 介護給付係 電話 71-2226</p>
<input type="checkbox"/>	市県民税の減免	<p>減免申請書を提出された時点において、納期限がまだ到来していない市県民税に減免制度があります。</p> <p>ただし、所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)や申請書の提出期限(納期限まで)がありますので、対象となる方はご相談ください。</p> <p>※所得税・相続税については、刈谷税務署(電話 <b>0566-21-6211</b>)へお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の印鑑(自署の場合は不要)</li> </ul>	<p><b>窓口 50</b></p> <p>(北庁舎2階)</p> <p>市民税課 市民税係 電話 71-2214</p>

確認	項目	内容	持ち物	担当
□	軽自動車等の名義変更	原付（125cc以下）、小型特殊は市民税課で手続きをしてください。	・廃車にする場合はナンバープレート	窓口 51 （北庁舎2階） 市民税課 軽自動車税係 電話 71-2213
		軽自動車・二輪車（125cc超）は、他機関での手続きになります。該当機関をご案内します。	P1を参照	
□	軽自動車税の減免取り下げ	障害者手帳等をお持ちの方等で軽自動車税減免の申請をしていた場合は、取り下げの申請をしてください。	・障害者手帳等	
□	犬の登録	犬の登録事項を変更する手続きをしてください。	・犬の登録鑑札 ・狂犬病予防注射済票 ・犬の情報（名前、種類、生年月日） ・犬の新旧所有者の情報（住所、氏名）	窓口 53 （北庁舎2階） 環境都市推進課 環境衛生係 電話 71-2206
□	市営霊園	市営霊園の墓所使用者がお亡くなりになった場合は、使用者の承継手続きをしてください。	・墓所使用許可書 ・火葬許可証 ・新使用者との関係が分かる戸籍謄本等 （火葬許可証に関係性の記載がある場合は不要） ・住民票の写し （市外の方のみ） ・市営霊園管理組合納入通知書兼領収書	
□	固定資産税	固定資産（土地・家屋）を所有していた場合は、相続が確定するまでの間、資産を管理していただける方をお伝えください。 ※未登記家屋を所有していた場合は、相続確定後、市役所で名義変更の手続きをしてください。 なお、土地及び登記がある家屋の名義変更につきましては法務局刈谷支局（電話0566-21-0086 予約制）又は愛知県司法書士会（電話050-3533-3707）へご相談ください。		窓口 57・58 （北庁舎2階） 資産税課 電話 71-2215 71-2256

確認	項目	内容	持ち物	担当
<input type="checkbox"/>	市税の口座振替	納税義務者、口座名義人がお亡くなりになると、口座振替ができなくなる場合があります。振替口座の変更手続きをしてください。	・通帳又は口座内容の確認できるもの ・通帳印	<b>窓口 60</b> (北庁舎2階) 納税課 管理係 電話 71-2216
<input type="checkbox"/>	市営住宅	退去又は同居者異動の届出が必要です。	担当へご案内します。	<b>窓口 65</b> (北庁舎3階) 建築課市営住宅係 電話 71-2240
<input type="checkbox"/>	空き家	空き家となる場合には、利活用や適正管理をお願いします。なお、戸建て住宅の場合には、所在地や連絡先をお知らせください。	担当へご案内します。	<b>窓口 67</b> (北庁舎3階) 建築課建築指導係 電話 71-2241
<input type="checkbox"/>	農地の権利の相続	相続により農地の権利を取得した場合は、届出をしてください。	担当へご案内します。	<b>窓口 68、71</b> (北庁舎3階) ・安城市農業委員会 電話 71-2234 ・安城土地改良区 電話 71-2236
<input type="checkbox"/>	桜井駅周辺土地区画整理地区土地(保留地含む)の所有権の相続	相続により土地の所有権を取得した場合は、届出をしてください。	担当へご案内します。	<b>窓口 90</b> (北庁舎4階) 区画整理課 電話 71-2261 FAX 76-0066
<input type="checkbox"/>	南明治第一土地区画整理地区土地の所有権の相続	相続により土地の所有権を取得した場合は、届出をしてください。	担当へご案内します。	<b>窓口 93</b> (北庁舎4階) 南明治整備課 電話 71-3751 FAX 76-0066
<input type="checkbox"/>	小・中学校	小中学生の児童生徒が義務教育を受けるための経済的な援助(就学援助)が必要になる方は、申請をしてください。	在籍の学校又は右記担当にお問い合わせください。	<b>学校教育課</b> 学事係 (教育センター3階) 電話 71-2254
<input type="checkbox"/>	水道使用者・所有者・引落口座の名義変更	水道使用者・所有者がお亡くなりになった場合は、変更または使用中止の手続きをしてください。 水道料金引落口座の名義人がお亡くなりになった場合も、変更の手続きをしてください。	・通帳、通帳印 (口座振替をご希望の方)	<b>水道業務課</b> 料金係 (西庁舎1階) 電話 71-2249 FAX 76-3436
<input type="checkbox"/>	図書館利用者カード	ご本人の利用者カードをお返しいただくか、お知らせください。	・図書館利用者カード	<b>アンフォーレ課</b> (図書情報館) 電話 76-6111

# メモ

---



---



---



---



---



---



---



---

## 本人確認書類について

- 官公庁発行の顔写真付き身分証明書の場合は下から1点
  - ※運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- 顔写真付きの身分証明書がない場合は下から2点
  - ※健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、母子健康手帳、学生証・社員証（氏名・生年月日又は氏名・住所）

